

料金表

●【サービス利用料金(目安)】

- * ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少誤差が発生します。
- * 一ヶ月(31日)で計算しています。
- * 一単位当たり10.45円(地域区分5級地)

(単位:円)

	介護度	介護サービス費			食費	居住費	1ヶ月利用料		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第4段階	3	1,021	2,042	3,063	1,629	2,546	161,076	192,727	224,378
	4	1,101	2,201	3,301			163,556	197,656	231,756
	5	1,177	2,354	3,530			165,912	202,399	238,855
第3段階	3	1,021			650	1,310	92,411		
	4	1,101					94,891		
	5	1,177					97,247		
第2段階	3	1,021			390	820	69,161		
	4	1,101					71,641		
	5	1,177					73,997		
第1段階	3	1,021			300	820	66,371		
	4	1,101					68,851		
	5	1,177					71,207		

●上記利用料金には、介護職員処遇改善加算8.3%と特定処遇改善加算2.7%及び一部加算を含んでいます。

【利用者負担段階】

- 第4段階 下記の第1～3段階に該当しない方。
- 第3段階 世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第1、2段階以外の方。
- 第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額ト合計所得金額の合計が80万円以下の方。
- 第1段階 世帯全員が市町村民税非課税で、生活保護を受給または老齢福祉年金を受給されている方。

●利用者負担限度額認定制度(*認定には、市町村の介護保険課にて申請が必要になります。)
本人世帯の所得額に応じ、利用者負担が減額されます。詳しくは市町村介護保険課にご相談ください。

●その他の料金

- ・おやつ・飲み物代 ご利用を希望された場合 1日につき100円
- ・電化製品の使用料 下記電化製品について、1点につき1日30円
(テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫・空気清浄機・加湿器・電気毛布類)
- ・文書料 300円/回
- ・理髪・美容実費負担 (出張サービスを利用した場合)
- ・診療費、行事費、日常生活品費等は実費負担になります。

●利用料金には、次の加算項目を含んでいます。

加算項目	金額(1割)	加算要件
① 看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤の看護師を配置
② 看護体制加算Ⅱ	9円/日	看護職員を最低基準+1以上配置
③ 夜勤職員配置加算Ⅰ	20円/日	夜勤帯の職員を最低基準+1以上配置
④ 栄養マネジメント加算	15円/日	管理栄養士を配置し、個別の栄養ケア計画を作成
⑤ 個別機能訓練加算	13円/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施及び評価を行った場合
⑥ 口腔衛生管理体制加算	33円/月	歯科医師、歯科衛生士により介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合
⑦ 日常生活継続支援加算	52円/日	介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合

●下記は、該当する場合にのみ加算いたします。

加算項目	金額 (1割の場合)	サービス内容	
療養食加算	6円/回	管理栄養士の管理の基、適切な栄養量及び内容で提供されている場合 (1食を1回とする)	
若年性認知症利用者受け入れ加算	136円/日	若年性認知症利用者の各々の状態に応じたサービスや環境が整えられている場合	
経口移行加算	32円/日	経口移行計画を作成し、実施する場合	
経口維持加算(Ⅰ)	453円/月	摂食機能障害のある方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合	
経口維持加算(Ⅱ)	113円/月	経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	
口腔衛生管理加算	94円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合	
看取り 介護加算 (Ⅰ)	死亡当日	1337円/日	
	死亡日前日	710円/日	
	死亡日4日～30日	150円/日	
入院又は外泊時の費用の算定	278円/日	入院又は外泊した場合。月に6日を限度として費用を算定	
初期加算	34円/日	入居した日から30日間。 30日以上入院後、再入居した場合も同様	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日	一定の条件の下、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施した場合	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円/日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たしかつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施した場合	
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	226円/日	認知症の行動・心理症状のある者を緊急に受け入れた場合 (7日間を限度)	
退所時等 相談援助加算	退所時相談 援助加算	453円 /退所後1回	入居者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合(入居者1人につき1回を限度)
	退所前連携 加算	565円 /退所後1回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合(入所者1人につき1回を限度)
	退所前訪問 相談援助加算	520円 /入所中1回	入居者の退所前に、入居者およびその家族等に対して相談を行った場合(入所中1～2回を限度)
	退所後訪問 相談援助加算	520円 /退所後1回	入居者の退所後に、入居者およびその家族等に対して相談援助を行った場合(退所後1回を限度)
生活機能向上連携加算	226円/月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合 ※個別機能訓練加算を算定する場合100単位/月	
排泄支援加算	113円/月	排泄障害等のため、排泄介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が連携して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	
褥瘡マネジメント加算	11円/月 ※3ヶ月に1回を 限度とする	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合	

低栄養リスク改善加算	339円/月	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が共同して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を含めた栄養・食事調整等を行う場合
再入所時栄養連携加算	453円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
在宅サービスを利用した時の費	634円/日	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合